名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社丸栄商会	東京都世田谷区等々力３丁目13番12号	平成30年３月５日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話048―600―0444

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月11日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成29年９月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　シャープエンジニアリング株式会社　鶴田　　透　大阪府八尾市北亀井町３－１―72　国土交通大臣許可(般―24)第8838号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年９月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月11日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成30年１月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　井筒建設株式会社　井筒千津留　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町勝浦78－２　国土交通大臣許可（般特－28）第26402号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年１月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月11日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成30年２月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社冨高土木　上田　利彦　大阪府高槻市東天川２－２－１　国土交通大臣許可（般―25）第18131号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年２月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月11日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成30年２月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本技術建設株式会社　南埜　清子　大阪府大阪市天王寺区国分町18―10　国土交通大臣許可（般特―26）第3204号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年２月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月11日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成30年２月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　関西化工株式会社　濱井　成幸　大阪府吹田市広芝町９－９　国土交通大臣許可（般―29）第26652号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年２月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第２号

名古屋市中川区富永３丁目168番地
申立人　山田　茂正
本籍名古屋市中川区富永３丁目257番地、最後の住所名古屋市中川区富永３丁目257番地、死亡の場所愛知県名古屋市中川区、死亡年月日平成28年10月２日、出生の場所愛知県海部郡富田村、出生年月日昭和18年２月18日、職業無職
被相続人　亡　山田　佐富
事務所愛知県海部郡蟹江町本町10丁目141番地　コーポみやこ１階　かにえ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　服部　一将
名古屋家庭裁判所

平成３０年（家）第１８７号

名古屋市中村区名駅南１丁目27番２号　日本生命笹島ビル８階
申立人　名古屋市ささしま市税事務所長　舩橋　眞清
本籍名古屋市千種区東山元町１丁目62番地１、最後の住所名古屋市千種区東山元町１丁目62番地、死亡の場所愛知県名古屋市昭和区、死亡年月日平成28年11月７日、出生の場所愛知県名古屋市東区、出生年月日昭和36年２月19日、職業不詳
被相続人　亡　中村　達也
事務所名古屋市中区丸の内３丁目９番16号丸の内ＹＳビル４階　弁護士法人あおば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山田　陽介
名古屋家庭裁判所